

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 8 月 11 日

月 曜 日

第 3799 号

目 次

規 則

○富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則 1

公安委員会公告

○警備員検定の実施 3

○検定合格者審査の実施 5

規 則

富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 8 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第53号

富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則

富山県温泉法施行規則（平成12年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第17号(1)中

「14 浴用上の注意事項

- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は、1日当たり2～3回までとすること。
- (2) 温泉療養のための必要期間は、概ね2～3週間を相当とすること。
- (3) 温泉療養開始後概ね3日ないし1週間前後に、湯あたり（湯ざわり又は浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ、又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初め3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - イ 入浴中は、運動浴の場合と同じとして一般には安静を守る。
 - ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。（湯ただれを起こしやすいため、浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。）
 - エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - オ 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
 - (ア) 高度の動脈硬化症
 - (イ) 高血圧症
 - (ウ) 心臓病

を

- カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので、十分注意すること。
- キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
- ク 飲酒しての入浴は特に注意を要する。

」

「14 浴用の方法及び注意

に改める。

様式第17号(2)中 「(1) 一般的禁忌症」を「含有成分別禁忌症」に、「(1) 一般的適応症」を
 「(2) 泉質別禁忌症」に、「(2) 泉質別適応症」に、

「泉質別適応症」に、

「10 飲用上の注意事項

- (1) 温泉療養に際しては、温泉について専門知識を有する医師の指導を受けること。
- (2) 温泉の飲用量は、（注）とする。
ただし、15歳以下の者については、原則として飲用を避けるものとし、例外的に飲用する場合は、医師の指導を受けること。
- (3) 飲泉は、食前30分ないし1時間がよい。
ただし、含鉄泉、放射能泉又はひ素若しくはヨウ素を含有する温泉の場合は、食後に飲用するものとし、含鉄泉にあっては、飲泉直後に茶、コーヒーなどは飲まないこと。
- (4) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けること。
- (5) この飲泉方法は、概ね1ヶ月程度温泉地にご滞在する温泉利用者（飲用者）を対象としたもので、長期にわたり温泉を利用する地域住民には適応しないものである。
- (6) 身体の具合が悪くなったときは、飲泉を中止すること。

「10 飲用の方法及び注意

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成26年8月11日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

1 検定実施日時、受検定員

警備業務の種別	級	実施日時	定員
施設警備業務	2級	平成26年11月26日(水) 午前9時から午後5時まで	30人
交通誘導警備業務	2級	平成26年11月27日(木) 午前9時から午後5時まで	30人

2 受検資格

富山県内に住所がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

3 検定実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

4 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成26年9月22日（月）から同年10月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内

線3045) で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの予定人員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が予定人員に達した時点で受付を終了する。

5 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成26年10月20日（月）から同年10月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの）2葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

(4) 提出方法

提出書類は、受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

次に掲げる額の手数料を受検票受領時に富山県収入証紙により納入すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

検定の種別	受検手数料
施設警備業務 2級	16,000円

交通誘導警備業務 2級	14,000円
-------------	---------

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、原則として即日受検票を交付する。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により公示する。

平成26年8月11日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受検定員

(1) 平成26年11月18日（火）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はアからエの合計で10名）

(2) 平成26年11月19日（水）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はア、イの合計で10名）

(3) 平成26年11月20日(木)

午前10時から午後3時30分まで(受付は午前9時30分から)

ア 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

(受検定員はア、イの合計で10名)

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成26年10月6日(月)から同年10月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話076-441-2211・内線3045)で電話受付する。

4 審査申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成26年10月20日(月)から同年10月31日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

審査申請書は、次のアからウのいずれかの警察署に提出すること。

ア 申請者の住所地を管轄する警察署

イ 申請者が警備員の場合、所属する警備会社の営業所を管轄する警察署

ウ 審査を受けようとする旧検定合格証の交付手続を行った警察署

5 申請に必要な書類

(1) 審査申請書 1通

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及

び撮影年月日を記入したもの) 1 葉

(3) 旧検定合格証の写し

(4) 富山県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた場合で、今回、富山県公安委員会の審査を受ける場合は、住所地が富山県内にあることを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）又は富山県内の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

6 手数料

4,700円（申請時に富山県収入証紙で納付すること。）

申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

7 その他

(1) 受検当日は、受検種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。

(2) 学科審査に合格した者は、実技審査に進み、徒手の護身術（基本の構え、体さばき、前突き）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）。

(3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であることに注意すること。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

